

二千平方メートルを超える工場又は常時使用の原動機馬力数の合計二百を超える工場の新築又は増築（工事中を含む）は地方長官の許可を要することとなつた、なほ増築の結果右の面積又は馬力数を超えるに至る場合も同様である、この工場規制区域内の工場の新築又は増築の許可は右閣議決定の趣旨にも明かなる如く防空上の見地より決するのであるが臨時資金調整法等關係法令の運用との連絡は十分考慮することになつてゐる。

許可申請の手續等は既に關係地方廳において準備してゐるから關係ある向は地方廳警防課に連絡とつて手落なく手續されたい。

（備考）防空法第五條ノ五ノ第一項 主務大臣ハ防空工場ノ他ノ特殊建築物ノ分散ヲ圖ルタメ必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニヨリ一定ノ區域ヲ指定シソノ區域内ニオケル特殊建築物ノ建築ヲ禁止マタハ制限スルコトヲ得

**労働者年金保険法一部施行期日の件**  
公布

労働者年金保険法の一部施行期日に關する勅令は昭和十七年五月二十七日付官報を以て左の如く公布せられた。

労働者年金保険法ノ一部施行期日ノ件  
（昭和十七年五月二十六日）  
勅令第五百四十六號

労働者年金保険法中保険給付及費用ノ負擔ニ關スル規定並ニ第七十六條ノ規定ハ昭和十七年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

**厚生省人口局に於ける人口問題啓蒙ポスターの製作**

厚生省人口局に於いては嘗て本人口問題研究所に於いて調査せる出生力調査その他の調査結果に基き人口問題に關する國民的啓蒙を目的として色刷ポスターを製作したが、その寫眞版を掲ぐれば別掲の如くである。

